

## 職員の懲戒処分等について

令和8年3月25日  
佐倉市総務部人事課

佐倉市は、地方公務員法及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、令和8年3月23日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いました。

### 記

#### 処分内容等

##### 【当事者の処分】

被処分者は、令和7年11月から令和8年2月にかけて6回(合計17時間45分)にわたり、職場を離脱し勤務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた。

- 1 被処分者 教育委員会 館長(50代、男性)
- 2 処分の内容 戒告
- 3 処分の理由 地方公務員法の規定(職務専念義務)に違反し、  
全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するため
- 4 処分年月日 令和8年3月23日

##### 【管理監督者の措置】

被措置者は、被処分者の管理監督を行う立場にあつたにもかかわらず、職場を離脱し勤務を怠った行為を未然に防ぐことができなかった。

- 1 被措置者 教育部 部長(50代、男性)
- 2 措置の内容 厳重注意
- 3 措置の理由 部下への適切な指導及び管理監督が不十分であったため。
- 4 措置年月日 令和8年3月23日

お問い合わせ  
佐倉市教育委員会教育部教育総務課  
電話：043-484-6182